

朝鮮総督府初期の日本語教育政策 ——教科書編纂について——

久保田 優子

はじめに

日韓併合の約1年後に、朝鮮教育の基本方針を定めた朝鮮教育令が公布された。その中心の方針は、「忠良ナル国民ノ育成」と「国語（日本語のこと、以下同）の普及」であった。この教育令では日本語が「国語」という位置付けになり、朝鮮人同化政策の主要な手段として強力に推進されることとなった。

本稿では、朝鮮教育令や普通学校規則などに示された同化のための日本語教育の方針が実施されるに至る準備過程において、価値やイデオロギーそのものである普通学校日本語教科書の編纂に関わった総督府学務官僚が日本語教育についてどのような認識をもって編纂にあたったのかについて検討し、朝鮮総督府が行った日本語教育の論理について解明していくこととする。⁽¹⁾

1. 国語（日本語）教育についての規定

(1) 朝鮮教育令における規定

併合後約1年を経て、1911年8月23日に公布された朝鮮教育令では、「忠良ナル国民ノ育成」を教育の本義とすること、及び、普通教育は国語（日本語）を普及することを目的とすることが規定された。以下に、朝鮮教育令の国語教育関連部分を掲げる。

「朝鮮教育令（1911年8月23日公布 全30条）

第1章第1条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

第2条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス

第3条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

第4条 教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス

第5条 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス

(中略)

第8条 普通学校ハ児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教へ德育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ク

第9条 普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得」⁽²⁾

次の寺内総督の諭告に示されているように、この教育令では、国語の普及により帝國臣民を養成し、普通教育が国語教育の中心となることが明言された。

「教育ハ特ニ力ヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シ以テ帝国臣民タルノ資質ト品性トヲ具ヘシメムコトヲ要ス・・・普通教育ハ国語ヲ教へ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ竝生活ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ本旨トシ・・・」⁽³⁾

さらに、道長官、官立学校長に対して、朝鮮教育令及び普通学校規則などの諸規則の主旨や注意点について述べた朝鮮総督府訓令（1911年11月1日）によると

「国語ハ国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナルノミナラス日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クルニ於テ欠クヘカラサルモノナルヲ以テ之カ教材ハ修身、歴史、地理、理科、実業、家事等ニ亘リ務メテ日常生活ノ用ニ資セシムルコトヲ期スヘシ・・・」⁽⁴⁾

とあるように、国語教育の目的は、「国民タルノ性格ヲ涵養スル」ことと、「日常ノ生活上必須ノ知識技能ヲ授クル」こと、の二点であった。

(2) 普通学校規則における規定

この朝鮮教育令の実施にあたり、1911年10月20日に普通学校規則が公布された。そのなかで、教授用語については朝鮮語及漢文をのぞき、どの科目も国語で教えること、さらに朝鮮語及漢文も、国語と連絡を密にとり国語でも解釈させることとした。以下に、国語に関する規定を掲げ、さらに、比較のために、朝鮮語及漢文についての規定を掲げる。

「普通学校規則（1911年10月20日）

第6条 普通学校ノ教科目ハ修身、国語、朝鮮語及漢文、算術、理科、唱歌、体

操，図画，手工，裁縫及手芸，農業初步，商業初步トス（以下略）

第7条 普通学校ニ於テハ教授上左ノ事項ニ注意スヘシ

一，二（略）

三 国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付キテモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナカラシムコトヲ期スヘシ

第9条 国語ハ普通ノ言語，文章ヲ教へ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス。国語ハ仮名ヨリ始メテ普通ノ口語ヲ授ケ漸ク進ミテハ平易ナル文語ニ及ホシ其ノ材料ハ修身，歴史，地理，理科，実業其ノ他生活上必須ナル事項ニ採り女児ノ為ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ…（以下略）

第10条 朝鮮語及漢文ハ普通ノ言語，文章ヲ理会シ日常ノ応対ヲ為シ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメテ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス…朝鮮語及漢文ヲ授クルニハ常ニ国語ト連絡ヲ保チ時トシテハ国語ニテ解釈セシムルコトアルヘシ」⁽⁵⁾

普通学校規則第7条三，第9条，によると，国語は意思疎通及び知識技能を得るための手段として学ぶのみならず，国民精神の宿るものであるから学ぶのであると規定されている。即ち，日本人の精神は日本語にあらわれているという言語・思想一体観が示されており，ここに同化の手段としての日本語という位置づけが明確にされている。つまり，保護国時代には形式上独立国であった韓国に対して，日本語を重視したものの国語扱いすることはできなかったが，日韓併合により国語として位置づけるのに何の障害もないようになつたのである。その結果，それまで「国語」であった「朝鮮語及漢文」の目的は日常の応対のため，及び，日本人としての徳性を涵養するための科目として入れられており，国語としての地位を完全に奪われてしまったのである。なぜそうなったのかは，幣原の次の弁が説明している。

「合邦が茲に再び朝鮮教育の形勢を一変せしめたことは言ふまでもない。即ち日本語といへる名称は頓に消えて，これを国語と呼ぶの新事実を生み，…日本語と朝鮮語との地位が顛倒するに至つたのは，発展し行く時代が生み出した新現象である。」⁽⁶⁾

一方、朝鮮語を教える理由は、上記普通学校規則第10条、及び、『教育学教科書』に「朝鮮語は現時朝鮮人の間に一般に使用せらるゝ思想交換の方便」とあるように、コミュニケーションの手段としてしか認めていないのである。⁽⁷⁾

また、漢文については、総督府初代編輯官立柄教俊の弁にあるように、教育の必要性を認めないが、朝鮮では学問といえば漢文という伝統があったために、急に廃止することは得策でないと判断したためであった。⁽⁸⁾立柄教俊は、東洋大講師から編輯官へと転じた人物である。

次に普通学校における授業時間数は、以下のように、国語が週当たり10時間に対して朝鮮語及漢文は約半分の1・2学年6時間、3・4学年5時間にすぎないことから、朝鮮語及漢文軽視が授業時間数の上からも明らかであった。

「普通学校教科課程及毎週教授時数表（普通学校規則別表）

国語	第1～第4学年まで 10時間
朝鮮語及漢文	第1・第2学年 6時間／第3・第4学年 5時間」 ⁽⁹⁾

このように、普通学校で国語を重視する理由として、弓削幸太郎は以下のように説明している。弓削幸太郎は隈本繁吉初代学務課長の後任で、寺内、長谷川、斎藤の三総督時代にわたり朝鮮総督府学務課長として10年間在職し、就任直後から朝鮮教育令立案に参画し、教育令発布後は教育令実施に携わり、宇佐美内務部長官や関屋学務局長を補佐した人物である。

「一国内で同一の言語文字の通用することは極めて望ましいことで、国家の統一は之により強固になるのである。又朝鮮人を文化の途に進ましむるには日本語に熟達せしむるを捷径とする。之を以て普通学校では国語を重要な教科目として其の授業時間の如きも一週十時間とし、各科目中最多の時を配当した。」⁽¹⁰⁾

また、高等普通学校（日本の中学校に相当、修業年限4年）、女子高等普通学校（高等女学校に相当、修業年限3年）、実業学校（農業学校・商業学校・工業学校で修業年限2乃至3年）専門学校（修業年限3乃至4年），においても国語は必須であった。

さらに、国語の要旨は、高等普通学校規則第10条3「国語は国民精神の宿る所にして智識技能を得せしむるに欠くべからざるものなれば何れの教科目に付ても国語の使用を正確にし其の応用を自在ならしめんことを期すべし」⁽¹¹⁾とあり、高等普通学校、女子高等普通学校の場合も普通学校と同様であった。

また、私立学校については同じく1911年10月に私立学校規則が公布されたが、これは1908年8月の私立学校令をより厳しくしたものである。1908年には、教科課程は総督の認可を受けて定める規定であり、規則上は標準が示されていなかった。しかし、当時の私立学校の大部分は初等普通学校教育をなすものであり、総督府は漸次正規の普通学校にしようと努めていたことから、私立学校における国語教育の方針も官公立の場合と同様であったといえる。

2. 教科書編纂について

ここでは、国語教科書の編纂方針について、記述方法、記述内容を中心に検討することにより、総督府が意図した「忠良ナル国民ノ育成」は、国語教科書においてどのように反映させようとしたのかを明らかにしていくこととする。

(1) 経過的措置

併合により、それまでの日本と朝鮮の国家的地位が変化し、日本語の「国語」化という位置付けの変化により、これに対応するために新たな教科書の編纂が必要となつた。しかし、朝鮮人教育の方針を規定した朝鮮教育令の公布は、併合から1年後のことであったため、教科書が編纂されるまでの間の経過的措置としては、保護国時代の教科書で不適切な部分を削除・訂正して、1911年度から使用することにした。これに関して、総督府は、『旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意並ニ字句訂正表』⁽¹²⁾を官公立学校及び私立学校に配布した。

その内容は、「第一 旧学部編纂普通学校用教科書教授上ノ注意」「第二 旧学部検定並ニ認可ノ図書ニ対スル教授上ノ注意」「第三 旧学部編纂普通学校用教科書字句訂正表」「付録 祝祭日略解」からなる。この字句訂正・削除、教授上の注意事項は、『図画臨本』と『唱歌集』以外の全ての教科用図書の記述において適用された。例えば、前韓国皇室に関しては教授しない事、朝鮮人の奉戴する皇室は大日本天皇陛下であること、「漢城」を「京城」に変えることや、旧韓国の祝祭日は教えず、日本の祝祭日を教えることなどである。

なお、前記『旧学部編纂普通学校用教科書並ニ旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意並ニ字句訂正表』には、同時に朝鮮訳文の『旧学部編纂普通学校用教科書及旧学部検定及認可ノ教科用図書ニ関スル教授上ノ注意』もあわせて書かれたのは、日本語が理解できない朝鮮人教師に教授上の注意の徹底をはかるためであった。

その時、字句訂正本作成作業に携わったのは、三土忠造の後任で、併合後は総督府

内務部学務局編輯課長となった小田省吾であった。小田省吾は、帝大文科大学史学科卒業後、長野県師範学校等で約10年間の教員経験を経て、1908年12月に渡韓していた。渡韓のきっかけは、前任の三土同様、東京高等師範学校校長嘉納治五郎の推薦によるらしい。⁽¹³⁾

小田省吾は、字句訂正・削除、教授上の注意事項についての配布物を作成する上で、特に重点を置いた二点について以下のように述べている。

「此の過渡期は最も困難した時代であつて、其の際に学務局で採つた手段は次の如くであつた。第一は、学部編纂教科書の中、今回の変革に依つて加除すべき教材に対し教授上採るべき方法を具体的に示すべく印刷物を配布した。例へば韓國の万寿聖節（皇帝の誕生日）に関する教材等は之を廃し我国の天長節を入れるが如きは其の一例である。第二は既に数千の私立学校で認可した教科書の内容字句等に於て不適当な箇所を多く生じたから、これに向つて教授上の注意を与へねばならぬ。此の夥しき教科書の内容調査は實に今日から思ひ返すだに一種の感慨に堪へざるものがある。其の当時には現在の女子学習院の首席教授である上田駿一郎君や、現に龍山中学の校長をして居られる高木善人君等も皆共に其の事に當つたのであるが、毎日、夜を日に継いで総督府で夜業をしたわけである。其の頃の総督府は倭城台の今の科学館の処にあり、東本願寺前の道路の如きは最も當時険惡であつて、寒中の夜の帰途には誰か一人は其処で滑り転げる者があつた位で、今も尚当時の光景を我々同志は眼のあたりに回顧し得るものである。兎も角も急速に調べあげて、纏めた印刷物として数千の私立学校に配布して差し当り大過なからしめたのである。」⁽¹⁴⁾

このように、第一点は、併合により訂正が必要となった教材の加除についてであり、第二点は、当時認可していた私立学校が使用していた教科書中に不適切な箇所が多いことをあげ、それに対しての教授上の注意事項を示したことである。

(2) 教科書の記述方法

併合後の教科書編纂においてもっとも重要な問題であったのは、国語仮名遣と諺文仮名遣をどうするかということであった。

国語仮名遣については、その参考となるのは台湾公学校（朝鮮の普通学校に相当）用の教科書と、内地の小学校用教科書であった。しかし、仮名遣の難易は国語の普及に多大な影響があること、及び、朝鮮普通学校の教師は校長以外は大部分が朝鮮人であったことから、台湾のものは極端な表音主義のため、内地のものは歴史的仮名遣の

ために採用しなかった。この点については、小田省吾により、以下のように詳しい説明がなされている。

「當時台灣公学校（台灣人を教育する学校にして朝鮮の普通学校に相当す）に使用せる教科書に在りては例へば『学校』を『がつこお』、『行きませう』を『行きましょお』と書く如き極端なる表音主義の仮名遣を使用せしが、内地小学校に使用せらるる国定教科書は如何にと謂ふに、数年前文部省は所謂一式仮名遣法を廃し、全然歴史的仮名遣を採用したるを以て、例へば『学校』を『がくかう』、『行きませう』を其の仮『行きませう』となせり。然るに朝鮮に在りては前二者と大に事情を異にせるものあり。即ち、（一）速に国語の普及を図ること最も緊切にして、仮名遣の難易は其の成績に影響する所至大なること。（二）併合当時朝鮮現存の学校数は前記の如く数千を越え、台灣と決して同日の談にあらず。又是等諸学校に於ける教師は、公立普通學校長を除く外大抵皆朝鮮人なるを以て、斯る多数の朝鮮人教師に使用せしめ、誤謬なき教授をなさしめむには歴史的仮名遣は甚だ不便なること。」⁽¹⁵⁾

結局、台灣公学校用の教科書は極端な表音主義のために、内地の小学校用教科書は歴史的仮名遣いのために、これらを参考にせず、「朝鮮総督府に於ては学理上最も自然にして朝鮮人に入り易く、且つ歴史的仮名遣を學習する場合に出来得る限り困難少き仮名遣を採用し、之に依りて普通学校教科書を編纂し、以て国語普及上著しき効果あらしめむことを期せり。之れ即ち本府制定普通学校用仮名遣法同送仮名法にして、實際に於て往年文部省国語調査会にて調査せる仮名遣法と大差なきもの」としたのであった。⁽¹⁶⁾

また、諺文仮名遣についても問題とされた。それは、「其の記述法近時頗る乱雜に陥り・・・一定せざるのみならず、全く発音通りに表記すると、発音に遠かりたる習慣的仮名遣法に依るものあるは、恰も国語仮名遣に於けると相似たり」と、綴り方が統一できていないことから、「依て又之が統一を図るの必要を感じ、委員を設けて調査せしめ、大体発音主義に依る諺文仮名遣法を制定し、之に依り普通学校朝鮮語教科書を編纂すること」としたのであった。⁽¹⁷⁾

(3) 教科書の一般編纂方針

このような仮名遣法が決定されるとともに、教科書の編纂方針である「教科書一般方針」が、次のように決定された。

- 「(一) 普通学校教科書は朝鮮教育令並に普通学校規則に準拠して編纂すること。
- (二) 普通学校教科書は朝鮮語及漢文読本を除く外總て国語を以て記述すること。
但し一層国語の普及するまで私立学校生徒用に充てむがため、修身書・農業書等特殊のものに限り別に朝鮮語訳文を作ること。
- (三) 内容は教科目の異なるに従ひ各其の特色を有すべきは勿論なるも、直接国民性養成に關係ある教科目に在りては、最も左の諸点を主となすべきこと。
- イ. 朝鮮は内地台灣等と同様我が國家の一部をなすものなることを明に知らしむ。
- ロ. 我が帝国は万世一系の天皇之を統治し給ふ所なるを知らしむ。
- ハ. 我が國が今日の如く國力の發展せること、並に朝鮮人が大日本帝國臣民として外世界一等國の人民と肩を比し、内幸福なる生活を営むるを得るは、一に皇室の御恩澤によるものなるを深く印象せしめ、各其の本分を守りて皇室を尊び、國家に尽すべき道を知らしむ。
- ニ. 実用勤勉を主とし、空理空論を避けしむ。
- (四) 普通学校教科目中別に地理歴史科の設なきを以て、国語読本教材中にて本邦歴史地理の一班を授け、朝鮮語及漢文読本教材中にて朝鮮地理の概要を教ふることとす。
- (五) 記述は国語読本巻七・八に幾分文語を掲ぐる外、算術・理科・農業等をもすべて口語を以てすること。
- (六) 文章は成るべく平易丁寧にして理解し易からしめ、常に好感を以て之を迎える様にし、又徒らに筆記補足をなす弊を避けしむること。
- (七) 分量は相当学年の文部省著作国定教科書に比し稍多くし、又各課必ず練習問題を付し、以て練習応用に重きを置かしむること。
- (八) 既に前に叙したる如く朝鮮に於ける諸学校教師は僅少の内地人を除くの外、大多数皆朝鮮人教師にして、教育者としての学識経験に乏しく、国語を能くし本邦の事情に通ぜるもの少なきを以て、常に此等朝鮮人教師をして教授上相当効果を挙げしむる様留意すること。
- (九) 各巻首に緒言を付し、編纂の要旨取扱上の注意を記すと共に、巻末に付録を付し、生徒の自学に便ならしむ。
- (十) 表紙並に挿画の意匠に注意し、書冊其のものに趣味あらしめ、之を尊重し且つ好愛する念あらしむること。
- (十一) 用紙は印刷上又使用保存上差支なき程度のものとなすも、製本は充分に注意し、定価はでき得る限り低廉ならしむること。」⁽¹⁸⁾

このなかで、記述方法については、「(二) 普通学校教科書は朝鮮語及漢文読本を除く外総て国語を以て記述すること」、「(五) 記述は国語読本巻七・八に幾分文語を掲ぐる外、算術・理科・農業等をもすべて口語を以てすること」と、記述用語の国語化及び文体を口語中心にすることが定められた。ただし、私立学校生徒用として、修身書及び農業書等の特殊のものは、より国語が普及するまで朝鮮語訳文を作ることとされた。

(4) 国語教科書の編纂要旨

新しく教科書を編纂するにあたり、小田は朝鮮人に国語に興味を持たせるには教授法と教科書の編成を良くする必要があると確信していた。

「此處で付記して置きたい事は、朝鮮の国語教授を如何にして為すべきかと云ふ問題に就いて、當時独逸に留学中であつた国語学者某氏に依頼して独領波蘭の状況を観察せしめたが、それに依ると母語に非ざる國語は之を強制的に使用せしめねばならぬと云ふ意見であつた。然るに我々は、日本と朝鮮との関係は非常に之等諸国との関係と違ひ朝鮮人は喜んで自ら進んで国語を習ひつゝあつたので、国語は強ふべきものでなく喜び好んで学ばしめるようしなければならぬ、興味を持たせるには教授法を良くし教科書の編成を良くせねばならぬと云ふ確信を持つて居たと云ふ事である。」⁽¹⁹⁾

小田が「国語学者某氏」といっているのは、当時東京帝国大学文科大学助教授で東京高等師範学校教授を兼任し、国語調査委員会補助委員であり、明治37（1904）年に最初の文部省国定教科書編纂に参加した保科孝一のことである。保科は、文部省の命により明治44（1911）年夏から大正2（1913）年秋にかけて、国語教育・国語政策の調査のために二年間ドイツ、フランスに留学中であったが、朝鮮総督府から朝鮮の植民地統治上の国語政策についても調査を行うよう依頼を受けたのであった。⁽²⁰⁾朝鮮人に日本語を強制的に教えるべきという保科に対して、小田は、ドイツ・ポーランドの関係と日本・朝鮮の関係は異なるから、「喜び好んで学ばしめる」べきと述べており、総督府自身が依頼した保科の意見を取り入れなかつたのは注目すべき点である。つまり、ドイツのポーランドに対する言語政策の方法をモデルとしなかつたことがわかるのである。ちなみに、イ・ヨンスクによると、保科が帰国後著した言語政策についての著作が大正11年の朝鮮教育令の改正におよぼした影響はさだかではない。⁽²¹⁾

また、編集にあたった立柄教俊も、「漢文諺文には大して力を用ひるを要せざるも、

之を全廃するは今猶ほ其の時機に非ず、且つ國語には十分見込みある故目今強て漢文諺文を全廃するにも及ばざると存候」と、國語普及を相當に樂觀視していた。⁽²²⁾

次に、國語讀本（全8冊）の編纂要旨は、以下であった。

「朝鮮總督府に於て新に國語讀本を編纂するに當り左の方針を取り。」

- 一 本府制定の表音的仮名遣法を用ひて從来母語を異にせる朝鮮人児童に学び易からしむ。
- 二 翻訳教授に依らず、専ら直観的直接教授をなすに便なる様編成す。
- 三 話し方に重きを置き、出来得る限り速に児童に教室内必要の会話を授け、総ての学科を國語にて教授するに差支なからしむ。（實際本書に依りて教授せし経験によるに、何れの普通学校に於ても、児童入学後約三箇月にして略日用の國語を話し國語を以て教授するを得べし。）
- 四 朝鮮人に困難なる又は誤り易き発音を調査し、最も入り易きものより始めて漸次困難なるものに及ぼし、且つ正確なる発音練習に留意す。
- 五 文体は巻七前半に至るまで口語体とし、同巻後半より平易なる文語体を出し、巻八には稍文語体を多くし、仮名遣も巻七後半より歴史的仮名遣を使用し、以て世間慣用の仮名遣にて記せるものを読み得るに至らしめむことを期す。
- 六 漢字は普通学校國語讀本八冊を通じて約千五六百を提出し國定小学讀本に比し遙に多からしむ。之れ普通学校には別に朝鮮語及漢文の教科目ありて、漢字の學習左程困難ならず、亦其の使用的機會比較的多きによる。
- 七 仮名は片仮名より始め、平仮名は第二学年の初（第三巻）より提出し、変体仮名の普通のものは之を韻文にて知らしむることとす。
- 八 國語讀本の内容は修身書と相待ちて品性の陶冶、国民性の涵養に資すべきものなるに付、教材の選択は力めて此の点に留意し、又上に述べたる如く、本書に於て本邦歴史地理の大要を授くべき教材を加へたり。其の他朝鮮に在りて殊更緊要なる森林のこと道路のこと等に関する事項を含むこと亦少からず。
- 九 本書に掲ぐべき歴史教材に於て、内地朝鮮間の親密なる關係を示すに足る古來の伝説史話は多く之を選び、国民的思情の養成を助くることに務め、近世に於ける我が國力發展の事実並に日韓併合の次第は何れも之を記述せり。又仁徳天皇の御仁政、菅原道真の誠忠の如きも之を掲載す。
- 十 付録として巻七には本邦行政区画図を加へて我国の領土觀念を明確にし、巻八には神代御略系及び天皇御歴代表を加へて皇統の連綿たるを知らしめ、共

に兼て本邦地理歴史教材の参考とす。」⁽²³⁾

以上のように、母語を異にする朝鮮人が学びやすいように、表音的仮名遣法を採用すること、直観的直接教授法に基づく編纂、話し方に重点を置くことなどに配慮し、さらに国民性涵養に資する教材選択を行う方針がとられた。

その上、下記のように、全国各師範学校から文部省に寄せられた教科書改良意見をも参考にして編纂したのであった。

「編纂上種々なる注意改良を図れる点少からず。今一一擧示せざるも試に毎年文部省が全国各師範学校をして実地使用上の経験に基き国定教科書に関する改良意見を提出せしめたるものの中、已に業に本府編纂普通学校国語読本に於て実行せられ居るもの少からず。今左に之を列記すべし。

- 一 句読を適當の長さに短く切ること。
- 二 課末に文字語句内容等に関する練習を掲ぐること。
- 三 上欄には新出の漢字のみならず新出の語句語法を掲ぐること。
- 四 拗音表を入れること。
- 五 文章中の拗音促音を小字に印刷すること。
- 六 卷末に新出漢字表、新語表を付すること。
- 七 卷末に仮名遣一覧表を添ふること。
- 八 文語と口語との対照表を加へて文語の学習に便にすること。
- 九 課の末尾に語法練習を出すこと。

(大正三年度文部省報告彙纂に依る)」⁽²⁴⁾

一方、朝鮮人は漢字を書くことは上手であったが、カナについては練習の必要があったことから、以下のように習字帖についても編纂方針を定めた。

「漢字の書写は一般朝鮮人の得意とする所なるも、近時に至り国語の仮名並に仮名交り文にも習熟する必要を生じたり。本習字帖の目的は亦之に応ぜむが為にして、内地人をして之を揮毫せしめたるが故に、成るべく習ひ易きものとなせり。而して本書編纂上注意せし点は左の如し。

- 一 仮名漢字の外若干諺文を加へ、実際の必要に応せしむ。(諺文は朝鮮人揮毫)
- 二 習字帖の文句は各相当学年の国語読本と相待つも、国語読本に於て充分提出し難き日常必須の字句は習字帖に収め、之に習熟せしむる方針を取れり。例

へば十干十二支，内地人及び朝鮮人の普通氏名，御年始・御歳暮等の如き常用文字是なり。従て是等読本にて学ばざる字句には，振仮名を施して誤読の虞なからしむ。

三 習字は大体手本の文字と同様の大きさに練習せしむる方効果多しと認め，此の方法によらしむることとし，各学年に応じて文字の大きさを定め，最終学年に於ては殊に細字を多くせり。又巻一には付録として，若干の文字につき結構運筆等の順序を示し，練習の便に供せり。」⁽²⁵⁾

ちなみに，朝鮮語及漢文読本についても，以下のように国語と同様に国民性の涵養に資する教材をとることや，諺文の表記法について統一すること，漢文には「吐」と呼ばれる諺文の送り仮名を付す事を編纂方針とした。

「(三) 朝鮮語及諺文読本 本書は全四冊として各学年に一冊づゝを配当す本書編纂上特に留意せし諸点は左の如し

- 1，本書は從来別々に取扱はれたる朝鮮語と漢文との二種教材を一書に取纏めたるものにして全く新規の試に属す因て両者を，適当に排列し相助けて以て学修に便ならしめむことを期せり
- 2，諺文字母は其の数僅かに二十五に過ぎざるも其の綴字の方法種種にして之により表さるる発音は無数なるを以て国語の仮名を教授すると自ら異なるものあり因て一種の方法を案出し以て成るへく容易に之を教授し得る様にせり
- 3，朝鮮語は綴字より始めて漸次文章に及ぼし巻一は全部口語とし巻二より文語を主とす漢文は漢字より始めて文章に及ぼし從来朝鮮児童の普通に学修する小学，論語，孟子等より成るへく平易の文章を抜粋し又内地の漢籍中よりも採択せり而して朝鮮にては漢文に句讀を施さるも吐（送り仮名の類）を施す例にして之なきときは学修上極めて困難にして時として教授を誤ることあるを以て本書中漢文には尽く吐を付せり
- 4，本書の教材は国語と同様国民性の涵養に資すべきものを採り殊に漢文には修身と相待つべき訓語類を選び又国語読本中内地の歴史地理教材を加へたると同様の理由により本書中には特に朝鮮の地理歴史教材を加へたり（朝鮮歴史教材は巻五，六に入る）」⁽²⁶⁾

また，国語教科書編纂は，小田によると，立柄教俊が中心になって行われたのであった。

「且つ又未だ国語に慣れない全く親しみの無い人々に国語教授を成る可く円満に、成る可く簡易に、成る可く速かに普及せしめようと云ふ趣旨で、之が編纂法は立柄教俊編輯官が主となつて非常に尽力をして其の主義方法に依り作成したものが即ち総督府の第一期の国語読本である。」⁽²⁷⁾

その立柄教俊によると、国語の趣旨は、「意思疎通」と「国民精神の涵養」の2点であるが、「国民精神の涵養」こそが重要だとみている。さらに、「国語を話せるだけでは国民精神を得られず、有用の知識技能を習得しなければ忠良の国民にはなれない」し、言語文字中心で教えるとこの弊に陥りやすいから注意が必要だと述べている。

「たゞに朝鮮人の教育のみならず内地にても殖民地にても教育に於ては二大綱ありて存することは何人も直ちに知ることを得べき所である。所謂二大綱とは 教育に関する勅語の御旨趣に基つくべきこと 国語を授けて国民的統一を図るべきことはある・・・さてかくの如く国語に重きを置く所以は二の方面より之を見ることが出来るのである。一は所謂形式的方面で、国語を思想交通の方便として其の必要を認むるのである。今日、朝鮮人は一般に国語に興味を有し、中流以上の者は勿論労働者の類に至るまで熱心に之を学ばんことに努めて居る。けれども日猶ほ浅くして内地人と朝鮮人の間の交通は極めて不便であつて、意思の疎通に遺憾が多いのである。かくの如き状態は一国民としての成立に妨礙たらざるを得ぬこと勿論である。これが国語に重きを置くべき理由の一。猶ほ又他の方面より見れば所謂実質式方面で、即ち前記普通学校規則第九条に規定せる如く、国語に依りて国民精神を涵養し、知識技能を得しむることである。こは寧ろ形式的方面の価値にもまさる所のものである。何となれば徒に国語を話し得るも国民精神を得ることなく、有用の知識技能をも習識することなければ、通訳位はできるにしても、忠良の国民として着実の業務に服することは難いからである。兎角、言語文字の方に重きを置くときは此の弊に導き易いから、よく注意せねばならぬことと思ふ。」⁽²⁸⁾

このように、立柄等官僚は、国語教育による国民育成という普通学校の目的を達成するためには教科書の編纂に尽力したのであった。

一方、高等普通学校、女子高等普通学校教科用図書の編纂については、以下のように、「国語の教科書は最も急を要せし為め」、まず、『高等国語読本』（全八冊）を編纂し、これを男女の高等普通学校、実業学校で兼用した。ただし、その後、国語読本のみは学校種別に編纂した。このように、国語教育は国民性養成のため、教科書編纂に

おいても最重視されたのであった。

「既に総説に於て述へし如く高等普通学校、女子高等普通学校の教科用図書は其の内容に於て内地又は朝鮮民間の著書に委し難き事情あり因て必要と認むるものより本府に於て編纂出版するの方針を取り現に修身、国語、朝鮮語及漢文、外国歴史、日本地理、地文、法制、教育の諸教科書（別表参照）を編纂して之を行ひつゝあり其の中国語の教科書は最も急を要せし為め先づ高等国語読本（全八冊）を編纂し之を稿本として刊行し男女の高等普通学校其の他同程度諸学校を始め実業学校にも兼用せしめ來りしか尋て実業国語読本（全三冊卷一、二大正七年、卷三大正九年出版）を編纂して農業学校及び商業学校に専用せしめ更に女子高等国語読本（全八冊中二卷既刊）を編纂して女子高等普通学校に充用せしめ今又高等普通学校用として改修高等国語読本の印刷中に属す此の如く国語読本のみは学校の種別毎に之を編纂することを得しも其の他の教科用に付ては未だ之を男女別に編纂するの余裕なく之か為め教授上遺憾少からざるを以て成るへく速に種別的編纂に着手する見込み若し夫れ数学、物理、化学、博物等直接国民性養成に關係薄き学科の教科書並に師範科用教科書の如きは成るへく文部省検定図書中の適當なるものに認可を与へて之を用ひしめ本府にて編纂をなさるゝ方針なり」⁽²⁹⁾

また、この他に講習会用一般自習用教科書として『速成国語読本』（全1冊）『朝鮮語会話』（全1冊）が編纂された。

このような編纂方針に基づいて編纂された教科書は、1921年1月時点で普通学校用16種53冊、高等普通学校・女子高等普通学校用13種31冊、専門学校用2種7冊、実業学校用20種22冊、講習会及教員参考用4種4冊などであった。⁽³⁰⁾

次に、国語教科書の内容について、総督府が重視したのは、上でみた「教科書一般方針」(三)イ、ロ、ハ、ニ、に定めている、国民性の養成にかかる内容についてであり、国語読本も、勿論この方針に基づいた内容になっている。

普通学校国語読本でとりあげる教材に関しては、「普通学校国語読本編纂趣意書」によると、以下の「記述事項」にしたがって編纂されたのである。まず、教材の取り扱い方として、教材は生徒の日常生活の周辺のものから初め、次第に国民として知らしむべき各種の事項に及び、智徳を啓発せんことを期したのである。さらに、徳性の涵養を図るために「修身ニ関スル教材」「昔話・伝説・寓話等」「美育ニ関スル教材」を、国民性の養成のために「国民的特殊教材」をとりあげた。また、天皇の御仁政や古来の内地と朝鮮との関係に関する「歴史ニ関スル教材」や「地理ニ関スル教材」「理科ニ

関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」「家事ニ関スル教材」「処世上必要ナル普通事項」をとりあげた。普通学校教科書全8巻の各巻に、以上の記述事項に該当する教材が掲載されている。⁽³¹⁾

教科書編纂の中心人物立柄教俊によると、教科書の掲載内容について、朝鮮各道長官に朝鮮人で模範になる人物の調査を依頼したり、総督府各部及び付属各官署病院学校等に教科書中に入れるべき材料の調査を依頼するなど、国民育成に適う教材作成に種々の方策を講じたのであった。

「普通学校の教科書編纂に就ては昨年六月に『普通学校教科書編纂方針』が決裁になりました、それに基いて着々編纂し行きつゝあるのであります。朝鮮は内地と事情を異にするが故、之に適したる着実の教育を施さん為め教科書も其の方針にて編纂することになつて居ります…（中略）…朝鮮各道長官に朝鮮人にして模範たる人物の調査を依頼し、之を修身、読本等の材料とすることになりました。又総督府各部及び付属各官署病院学校等に右各方面より見て教科書中に入るべき材料の調査を依頼し、之を各教科書に加ふることになりました。」⁽³²⁾

以上のように、朝鮮総督府は、国語教科書の内容についても精選したのであった。

おわりに

以上見てきたように、朝鮮教育令により、普通教育の目的は、「国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコト」とされ、普通学校規則に「国語ハ国民精神ノ宿ル所」と規定されたことから、日本人の精神は国語（日本語）にあらわれているという言語・思想一体観が示されており、同化の手段としての日本語という位置づけが明確にされた。さらに、教科書の記述は国語（日本語）のみで記述すること、教授方法は直接法によることが基本方針とされた。また、教育令を実施した第二代学務課長弓削幸太郎の主張にみられるように、国語普及の目的は、国語の統一により国家統一を強化するためであった。一方、朝鮮語を教える理由は、コミュニケーションの手段としてしか認められなくなつた。このように、併合による日本と韓国の国家的地位の変化、日本語の「国語」化という変化に応じた教科書が必要となつた。そこで、総督府が意図した「忠良ナル国民ノ育成」にかなつた教科書編纂が始められた。その中心人物、編輯課長小田省吾・編輯官立柄教俊は、国語の趣旨は、思想交通の手段となるよりも、「国民精神

の涵養こそが重要だ」という信念をもって編纂にあたつたのであった。そのために、いかにして学習効果をあげるかという点に腐心したのであった。また、ドイツがポーランドに対して行った強制的な言語政策はとるべきでなく、朝鮮人が喜び好んで学習するようにしむけるような教授法や教材開発こそが最良の方法であると確信していたのであった。

その結果、国語教科書の編纂要旨では、朝鮮人が学びやすいように表音的仮名遣法を採用すること、直観的直接教授法に基づく編纂、話し方に重点を置くことなどに配慮した。なかでも特に総督府が重視したのは、国民性涵養に資する教材選択についてであった。

本稿では、朝鮮総督府の国語（日本語）教育に関する規定及び教科書編纂にあたつた官僚の日本語教育についての認識を通して、朝鮮総督府の日本語教育の論理解明を試みた。次に、これらの論理が具体的にどのように教科書の内容に反映されたのか検討することが課題となる。

〈注〉

1. 本研究は、平成14年度科学研究補助金〔基盤研究(C)〕「植民地朝鮮における日本語教育の論理に関する研究」の研究成果の一部である。
2. 朝鮮総督府『教育学教科書』付録、渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成』、第31巻、龍溪書舎、1989年、所収。以下『史料集成』と略す。
3. 寺内正毅「朝鮮教育令施行ニ関スル諭告」(1911年11月1日)、朝鮮総督府『教育学教科書』付録、『史料集成』第31巻、所収。
4. 朝鮮総督府訓令第86号「朝鮮教育令施行ニ関スル訓令」『教育学教科書』付録、『史料集成』第31巻、所収。
5. 朝鮮総督府、前掲書、『教育学教科書』付録。
6. 幣原坦『朝鮮教育論』1919年2月、pp.62~63、『史料集成』第25巻、所収。
7. 朝鮮総督府、前掲書、『教育学教科書』p.66。
8. 立柄教俊「朝鮮に於ける教科書編纂事業に就きて」『教育時論』966、1912.2.15、学説政務。
9. 「普通学校規則別表」『史料集成』第31巻所収。
10. 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年5月発行、pp.136~137、『史料集成』第26巻、所収。これは、弓削が、併合後最初の10年間は我国の教育史上重要な一時期だから経験を記録しておくことが自分の義務と考えて記したものである。
11. 同上、p.151。
12. 『史料集成』第18巻、所収。
13. 小田省吾の履歴や朝鮮での活動については、佐藤由美『植民地教育政策の研究』龍溪書舎、2000年2月、pp.190~192、を参照。
14. 小田省吾「併合前後の教科書編纂に就て」『朝鮮及滿州』355、1935.10。
15. 小田省吾「朝鮮総督府編纂教科書概要」1917年7月『史料集成』第18巻、所収。教科書編纂方針について

の同様の説明が朝鮮総督府『現行教科書編纂の方針』1922年1月『史料集成』第18巻、所収と、小田省吾「併合前後の教科書編纂に就て」『朝鮮及満州』355、1935年10月、にも述べられている。当時の台湾の国語教科書は、『台湾教科用書国民読本』(1901年から全12巻発行)で、本稿では、久留米大学発行、1999、復刻版を参照した。

16. 小田省吾「朝鮮総督府編纂教科書概要」1917年7月、『史料集成』第18巻、所収。
17. 同上。
18. 同上、及び朝鮮総督府『現行教科書編纂の方針』、『史料集成』第18巻、所収、参照。
19. 小田省吾、前掲記事、「併合前後の教科書編纂に就て」。
20. 保科孝一『国語問題五十年』三養書房、1949年、p.80。保科孝一の留学後の言語政策に対する関与については、イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店、1996年、pp.220～244に詳しい。
21. イ・ヨンスク、前掲書、p.243。
22. 立柄教俊「朝鮮教育の近状」『教育時論』941、1911、6、5。
23. 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」「朝鮮彙報」1917年。
24. 同上。
25. 同上。
26. 朝鮮総督府『現行教科書編纂の方針』1922年1月、『史料集成』第18巻、所収。
27. 小田省吾、前掲記事、「併合前後の教科書編纂に就て」。
28. 立柄教俊「朝鮮人教育と国語教授」『教育時論』1000、1913.1.
29. 朝鮮総督府『現行教科書編纂の方針』1922年1月、『史料集成』第18巻、所収。
30. 朝鮮総督府「朝鮮総督府出版教科用図書目録」「現行教科書編纂の方針」1922年1月、『史料集成』第18巻、所収。
31. 朝鮮総督府「普通学校国語読本編纂趣意書」「普通学校教科書編纂趣意書第1編」1916年6月、『史料集成』第18巻、所収。
32. 立柄教俊、前掲記事、「朝鮮に於ける教科書編纂事業に就きて」。